



# しーきゅうぶ東海村

www.7a.biglobe.ne.jp/~risk-c3/

## 茨城県オフサイトセンターを見学 原子力保安検査官と原子力安全を議論

第9号

2009年11月18日発行

題字：山口敏一

しーきゅうぶ東海村では、今年度、市民向け原子力防災マニュアルの提案をしようと考えています。このため、緊急時も含む原子力安全のしくみを学ぼうと、8月5日、茨城県オフサイトセンターと原子力緊急時支援・研修センターを見学し、東海・大洗原子力保安検査官事務所の鷺津所長、西野副所長より、原子力施設の安全監視の実態と、防災のしくみについて説明を受けました。

### 目次

トピック紹介	1
オフサイトセンター見学と原子力安全の議論	2~3

しーきゅうぶから 4  
のお知らせ

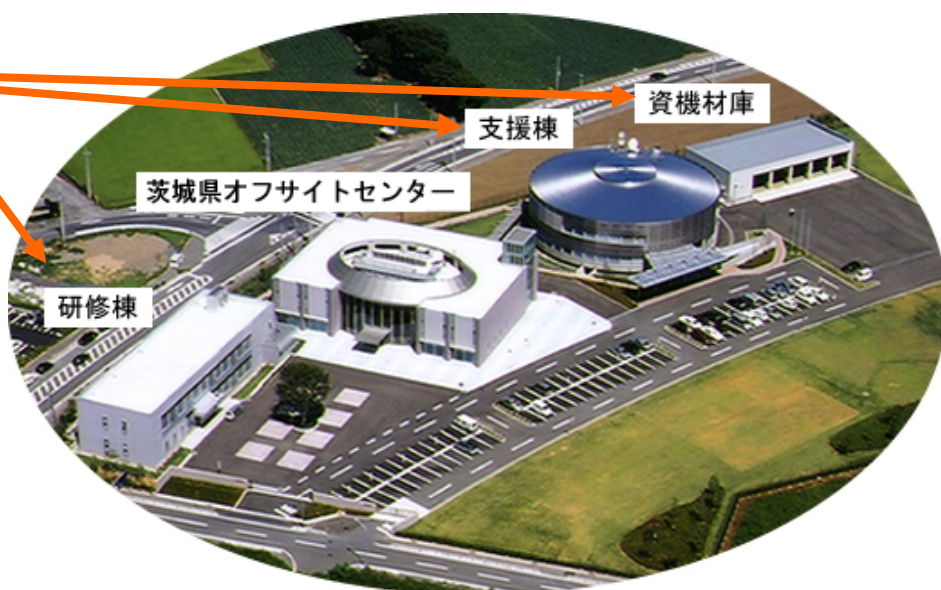
### <オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）とは>

原子力災害への対応活動では、対策本部も放射線からの影響を最小限にする必要があります。事故現場（オンサイト）から離れた場所にある、という意味で、原子力災害対策本部をオフサイトセンターと呼んでいます。

JCO臨界事故では、国・県・村・事業所が対策本部を立ち上げましたが、対策本部間での情報共有が不十分だったため、住民の皆さんへの広報や安全確保が迅速に行えませんでした。これを反省し、原子力災害時に関係者が一堂に会して情報を共有し、住民安全のための迅速な対応をする施設として、原子力関連施設の立地地域にオフサイトセンターが設けられることが法律に定められました。現在、全国に22のオフサイトセンターがあります。

### 原子力緊急時支援・研修センターの施設

全国のオフサイトセンターの活動を支援したり、災害対策の研修を行ったりしています。



茨城県オフサイトセンターは2002年3月に開設されました。ひたちなか市的那珂湊運動公園の近くにあり、防災専門官が常駐しています。

日本原子力研究開発機構のホームページより

# オフサイトセンター見学と原子力安全の議論

2009年8月5日（水） 14時～16時30分  
参加者：6名

鷲津所長のあいさつの後、西野副所長より、オフサイトセンター設置の背景や機能、茨城県オフサイトセンターの特徴について説明があった。

## <設置の背景と役割・機能>

- 臨界事故時の対応を教訓として、事故後原子力災害対策特別措置法（原災法）が制定され（2000年6月施行）、事業者からの通報のルールとともに、オフサイトセンターの設置が決められた。
- 原災法では、原子力事業者に防災業務計画の作成や放射線測定設備の設置を求めるとともに、国はオフサイトセンターに原子力防災専門官を常駐させ、防災訓練を実施することを定めている。



合同協議会室

ここで国・県・市町村の関係者が協議し情報を共有する

## <質疑応答の内容>

Q：しーきゅうぶ東海村 A：原子力保安検査官事務所

Q：オフサイトセンターを「立ち上げる」とは具体的にどういうことをするのか？ 対策本部をつくるということか？

A：設備をスタンバイ状態にして、人を受け入れられる状態にすることである。どの時点で立ち上げるかは状況によって異なっている。最近の傾向は、原災法10条通報段階で立ち上げ、15条では機能できるように前倒して準備が進められるようになっている。

Q：「緊急通報」とは何か？ オフサイトセンターから発信するものか？

A：「緊急通報」とは、トラブル時に事業者が事態を察知して、状況を自治体や国など関係機関に第一報を入れることをいう。それを受けて、オフサイトセンターから一斉通報システムを通じて、事前登録されている人には連絡を入れる。警察や消防、自衛隊など、数十個所に連絡を入れる。

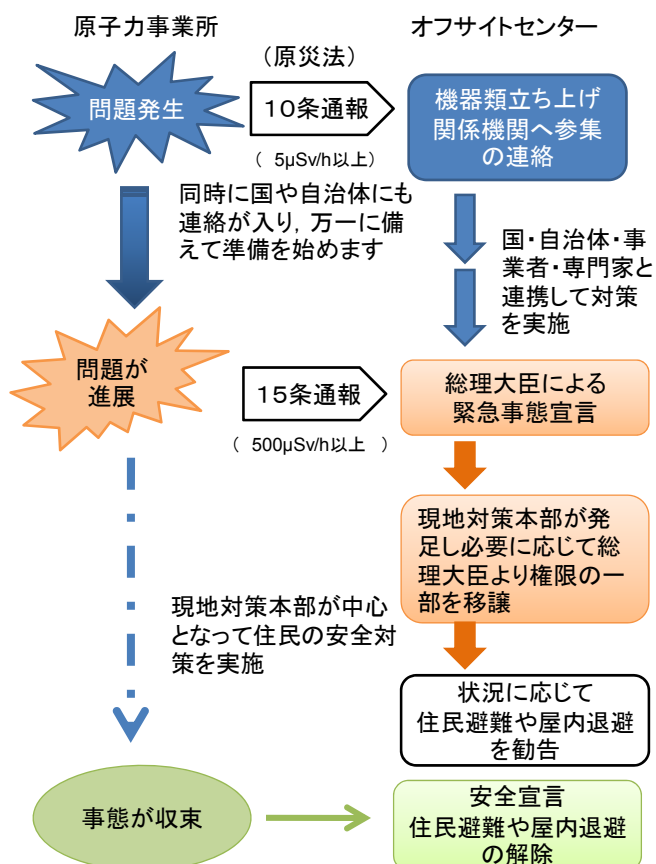
Q：オフサイトセンターが建設されて以降、実際に役立った事例があるか？

A：平成14年に開設されて以来、日本全国で対象となる問題が起きていないので、訓練以外で使われたことはない。

Q：10条通報、15条通報とは何か。

A：10条段階とは、トラブルの予兆も含めて、不具合が起こり始めた状態である。この段階で事業者は国や自治体に通報をする。敷地境界における放射線量率が $5\mu\text{Sv/h}$ （毎時マイクロシーベルト）が目安となる。15条は緊急事態を意味しており、敷地境界での放射線量率が $500\mu\text{Sv/h}$ となることが予想されるような事態をいう。総理大

## 緊急通報と防災体制



臣が対策本部の長となり、ここからオフサイトセンターは本格的に動き始める。



東海村のふだんの平均放射線量率（月平均）は高い場所で0.05 $\mu$ Sv/hです。（茨城県環境放射線監視センター調べ）

花崗岩の多い西日本には、0.1 $\mu$ Sv/hを超える場所もあります。（環境放射線モニターではGy（グレイ）という単位が使われています、1Svは1Gyに相当します。）

Q：原子力事業者が自治体と結んでいる安全協定のレベルとはどのような関係があるのか？

A：原災法の10条、15条というのは大きなトラブルを扱っている。安全協定はこれら通報義務のあるものより小さなトラブル、言い換えれば通報に至らない小さなトラブルであってもすべて検査官事務所・県・村に連絡をするように取り決めている。なお、保安検査官は、事業所からの情報に対し、トラブルが大きくなるように指導している、東京電力の検査データ改ざん問題以降、各事業者は前広に報告するようになって来ている。

Q：今のしくみをJCO臨界事故にあてはめると、どういう対応になるのか？

A：JCO事故は発生と同時に15条段階である。ただし、JCOは決められた手順やマニュアルを守っていなかったし、臨界安全教育なども行っていなかった。また、監督官庁の監視も不十分だった。今は、検査官が手順や教育をしているかどうかなどをチェックしており、事故が起こらないように事前の対策を取っている。

<平常時の検査官事務所の仕事>

○各原子力事業者は保安規定を作成し、それに則って運転・管理をする仕組みを取り入れている。我々は、それらが守られているかどうかを日々の巡視で確認するとともに、年4回の保安検査を実施して丁寧に確認している。大体、1回の保安検査には1施設1～2週間かかる。東海地区は、発電所だけでなく、サイクル関連施設などの管轄施設が7施設あるので、いつもどこかの事業所で保安検査をやっている状況である。

○茨城県は地震が多く、少し大きい地震が起きると検査官に連絡が入る体制となっており、場合によっては現地確認も行う。また、トラブルは昼夜問わず起こり得るので、気を抜けない状況にある。

Q：火災対策はどうなっているのか？

A：中越沖地震での柏崎・刈羽原子力発電所の変圧器火災問題を受けて、保安院では原子力防災課の



事故の通報レベルを解説する鷲津所長



原子力発電所内の状況を把握するシステムについて説明する西野副所長。西野さんは防災専門官でもある。

中に火災対策室を設け、各検査官事務所に火災対策官を配置するようになった。我々も研修を受け、東海の事務所には8名中5名の火災対策官がいる。発電所側は消防車の配備や訓練など対策を強化しているが、昨年度は燃料加工施設で3件続けて火災が起きた。我々はかなり厳しいことを言ってきたが、加工業者は発電所と比べると規模が小さく、火災対策が弱いと感じている。燃料加工業者であっても、その分野では世界の一流企業であるので、原子力事業者としての意識を高めるように指導しているところである。

Q：JCO事故のときに、従業員の意識も管理のやり方も問題だと反省したはずなのに、10年経っても同じような問題が残っており、残念に思う。

A：火災に限らず、やるべきことについて対策の検討や実施が甘い事業所ではトラブルが発生するものと思っている。従業員個人の問題ではなく、経営者層も含めた組織としての対応を求めており、今後は教育・訓練の実効性をさらに高めるべく指導を行っていくことが重要と考えている。

## NPO法人HSEリスク・シーキューブ 今年の活動

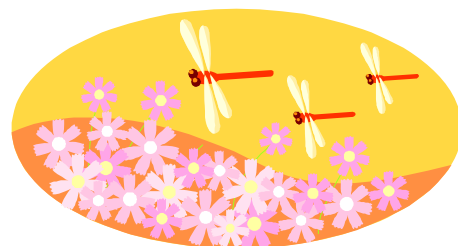
去る6月13日、東海村合同庁舎において、特定非営利活動法人HSEリスク・シーキューブの通常総会を行いました。

平成20年度（20年6月1日～21年5月31日）は、リスクコミュニケーション研修への講師派遣や東海村の委託事業（公民館講座や住民原子力懇談会の企画と実施支援）を行いました。東海村支部では、20年10月に柏崎地域で原子力発電所の安全問題に生活者の視点で取り組んでいる「柏桃の輪」の皆さんと交流会を行い、他地域の活動から多くのことを学ぶことができました。

平成21年度（21年6月1日～22年5月31日）は、9月にJCO臨界事故10周年を迎えます。10年目の記念事業に協力するほか、東海村支部では、改めて

原子力防災マニュアルを市民の目線で見直し、“使ってもらえる、役に立つ”マニュアルの提案を目指して、防災ワーキングを立ち上げました。村松北区自治会のご協力で、私たちが整理した内容をご紹介します機会もいただきました。

今後もシーキューブの活動にご支援をよろしくお願いいたします。



## しーきゅうぶ東海村 会員&オブザーバー募集

しーきゅうぶ東海村で活動してみませんか？ 原子力事業所の視察活動では、事業所のご協力の下、事業活動の詳しい説明を受けたり、施設見学会のコースに含まれない場所の見学ができたり、安全対策に提案をしたり、原子力安全に関わる機会があります。視察に参加できるのは正会員と活動会員の方です。

正会員	入会金	3,000円	年会費	5,000円
活動会員	入会金	3,000円	年会費	3,000円
個人賛助会員	入会金	2,000円	年会費1口	2,000円（何口でも）

※入会希望、会員種別変更希望の方は、全体事務局へお問い合わせください。



### <オブザーバー制度を設けました！>

原子力の安全に関心がある方、しーきゅうぶ東海村の活動に意見を言いたい方、ぜひオブザーバーにご登録ください。会費など費用は一切かかりません。登録いただいた方には、広報誌をお届けしますので、気づいた点などがありましたら、お知らせください。その他、しーきゅうぶ東海村が企画する市民講座や対話活動などについてもご案内します。

### しーきゅうぶ東海村 最近の活動と予定

11月 1日(日) 村松北区防災訓練に協力  
原子力防災の基礎について住民の皆さんに  
情報提供しました(村松幼稚園にて)

12月21～22日に行われる国の原子力総合防  
災訓練に参加します。

### <この広報誌の内容についてのお問い合わせ先>

特定非営利活動法人 HSEリスク・シーキューブ  
全体事務局  
〒201-8511 東京都狛江市岩戸北2-11-1  
財団法人電力中央研究所 社会経済研究所内  
全体事務局担当：土屋智子  
電話 070(6568)8991 Fax 03(3480)3492  
tsuchiya@criepi.denken.or.jp  
<http://www7a.biglobe.ne.jp/~risk-c3/>